主 文 本件各控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は弁護人飛鳥田一雄提出の公訴趣意書に記載されたとおりであるからここにこれを引用し、これに対し次のように判断する。

控訴趣意一及び二について、

原判決挙示の証拠によれば、原判決摘示の事実は、すべてこれを認めることがで きる。そして被告人等の配布した本件のタプロイド版半截の印刷物は、原判決が証拠として挙示する領置にかかるビラに徴すれば、「明日(二十三日)投票日、お金 が勝つか組織が勝つか!!、貴重な一票は革新候補有効に!!」と題し、 「今迄私 達働く者の要求を何一つ取り上げてくれなかつた保守党候補の甘言に惑されること なく、私達の組織を信頼して是非労働組合の推薦する候補を支援して下さい」と記 知事選挙の侯補者として東京都知事候補者甲及び神奈川県知事候補者乙の各 氏名を記載し、次に県会、都会議員候補として、相模原市内、町田市丁、八王子市 戊、その他横浜市各区及び神奈川県下各市郡のいわゆる革新候補として候補者二十 二名の氏名を列記した全駐労相模支部名義の書面であるところ、所論は労働組合と いえどもその組合員の経済的地位の向上を図ることを目的とし、これに必要な限度 で政治的活動をすることは許され、その機関紙において組合員の社会的政治的意識 の向上を図るため特定の政党又は候補者を推薦支持し、若しくはこれに反対する旨 報道し論評することは正に正当な活動である。本件の印刷物は、全駐労相模支部が 右許された正当な政治活動の範囲内で組合内部の正式な手続により支持すべき政 党、候補者等を決定し、その決定を組合員に伝達するため作られた同支部の機関紙であり、特定の候補者の当選を目的としたものではなく、全般的に革新系候補者全 体を推薦する組合の政治的意図を表明したに過ぎないものである。又全駐労相模支 部では組合決定事項を組合員に伝達する場合には常に原判決判示の通用門において 組合員に文書を渡す方法によつていたものであるから、本件機関紙の頒布も通常の 方法に従ったものである。右印刷物が公職選挙法第百四十八条第三項の新聞、雑誌 に該ると否とを問わず、又同法第二百一条の十三(趣意書に同法第百四十八条の十 三とあるのは誤記と認める)に規定する機関新聞紙又は機関雑誌に該ると否とを問わず労働組合の正当な政治的意図を伝達する手段として許されるものであつて、こ れを公職選挙法違反に問擬した原判決は、法の解釈を誤つた違法があるか事実を誤 認したものであると主張する。

〈要旨第一〉よつて按ずるに被告人等の配布した本件印刷物は題号、発行日附もな 号を追つたものでもなく、政党そ</要旨第一>の他の政治団体の発行するもので もないから、公職選挙法第百四十八条にいう新聞紙、雑誌に該らず、又同法第二百 一条の十三にいう政党その他の政治団体の機関新聞紙、機関雑誌にも該らないこと 論をまたない。又右印刷物には、神奈川県知事候補者の氏名のほかに東京都知事候 補者の氏名も記載してあり、更に県会、都会議員候補者として、神奈川県議会議員 候補者丙の氏名のほかに、東京都並びに神奈川県の議会議員候補者の氏名か多数列 記されていることは所論のとおりであるが、右印刷物には前記のように「明日(二 十三日)投票日、お金が勝つか組織が勝つか」「貴重な一票は革新候補で有効 を目的としたものというべく、又右印刷物は、神奈川県相模原市所在の在日米軍総 合補給廠(G、D、J)の第五及び第四各通用門前路上で同補給廠に通勤している 労働者を主たる対象としてこれに頒布したというのであるから、右印刷物の頒布 は、これを受取った労働者の住所地を選挙区とする候補者中右印刷物に記載されて いる特定のいわゆる革新候補者に投票することを慫慂した選挙運動のために使用する文書と解せられる。してみれば右印刷物には各選挙区の多数の候補者の氏名が記 載されているからといつて、右が特定の候補者の当選を目的としたものではないということはできない。もつとも原審第三回公判調書によれば、検察官は、被告人等 が神奈川県知事候補者乙及び神奈川県議会議員候補者丙の当選を得しめる目的をも つて本件印刷物を頒布した事実を訴追する趣旨である旨を釈明しているのである 右の理は同一であつて右印刷物は右知事候補者乙又は右県議会議員候補者丙の 立候補した選挙区の選挙人に対し、右候補者等に投票すべきことを慫慂したものと 解せられる。してみれば被告人等より本件印刷物の頒布を受けた者のうちには、知

(その他の判決理由は省略する。) (裁判長判事 岩田誠 判事 渡辺辰吉 判事 秋葉雄治)